

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第10号（平成19年3月28日）

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續、効果等に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手續）

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を職員に交付して行わなければならない。

2 前項の場合において、職員に書面を交付することができないときは、その書面に記載された事項を宮城県後期高齢者医療広域連合の掲示場に掲示してその交付に代えることができる。

（減給の効果）

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の10分の1を減ずるものとする。

（停職の効果）

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。  
3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。